

## 令和6年度 京築地区水道企業団水道用水供給事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和6年度京築地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日供給水量	年間総供給水量	備 考
行 橋 市	3,800 m <sup>3</sup>	1,387,000 m <sup>3</sup>	
豊 前 市	6,400 m <sup>3</sup>	2,336,000 m <sup>3</sup>	
苧 田 町	1,770 m <sup>3</sup>	646,050 m <sup>3</sup>	
み や こ 町	3,070 m <sup>3</sup>	1,120,550 m <sup>3</sup>	
吉 富 町	650 m <sup>3</sup>	237,250 m <sup>3</sup>	
上 毛 町	800 m <sup>3</sup>	292,000 m <sup>3</sup>	
築 上 町	2,510 m <sup>3</sup>	916,150 m <sup>3</sup>	
合 計	19,000 m <sup>3</sup>	6,935,000 m <sup>3</sup>	

(2) 主な改良工事

- ・ 苧田町新津地区送水管移設工事及び重点監理業務委託
- ・ 湯の川内浄水場耐震補強工事及び重点監理業務委託(活性炭吸着池2池)
- ・ 機械設備更新工事(ろ過池の一部)

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事 業 収 益	1,067,487 千円
第 1 項 営 業 収 益	915,420 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	152,067 千円
支 出	
第 1 款 事 業 費	1,049,744 千円
第 1 項 営 業 費 用	972,382 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	76,862 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 333,282千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,121千円、過年度分損益勘定留保資金 246,732千円 及び当年度分損益勘定留保資金 80,429千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	96,617 千円
第1項	国庫補助金	15,200 千円
第2項	県補助金	11,159 千円
第3項	工事負担金	36,858 千円
第4項	出資金	11,400 千円
第5項	企業債	22,000 千円
		支 出
第1款	資本的支出	429,899 千円
第1項	改良費	137,010 千円
第2項	企業債償還金	292,589 千円
第3項	予備費	300 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改良事業	22,000千円	証書借入 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団 体金融機構資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金については、その融資条 件による。銀行その他の場合には、 その債権者との協定する事項によ る。ただし、財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利債に借換する ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は 100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に関する予算額に不足が生じた場合における営業費用及び  
営業外費用の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 65,800 千円 |
| (2) 交際費   | 200 千円    |

( 他会計からの補助金 )

第 9 条 構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、636千円である。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 児童手当に対する補助金 | 636 千円 |
|-----------------|--------|

( たな卸資産の購入限度額 )

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

京築地区水道企業団

企業長 後藤 元秀